

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について

計6枚（本紙を除く）

Vol.424

平成27年2月18日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164)
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 18 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する
財政支援の延長等について

平成 26 年度における東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担及び保険料（以下「利用者負担等」という。）の減免措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成 26 年 2 月 19 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）、「平成 26 年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて」（平成 26 年 6 月 13 日付け老発 0613 第 3 号厚生労働省老健局長通知。以下「6 月局長通知」という。）、「平成 26 年度における介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 7 条第 3 号の規定に基づく特別調整交付金（介護保険の財政又は介護保険事業の安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情がある場合）の交付基準について」（平成 26 年 12 月 5 日付け老発 1205 第 1 号厚生労働省老健局長通知）等において、お示ししているところです。

今般、帰還困難区域等（注 1）、上位所得層（注 2）を除く旧緊急時避難準備区域等（注 3）及び平成 26 年度中に新たに区域指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（注 4）における被保険者（以下、避難指示等対象被保険者という。）の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の期間を別紙 1 のとおりとするとともに、上記以外の東日本大震災による被災地域における被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の取扱いについて、別紙 2 のとおりとすることとしましたので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）等に周知を図るようお願いいたします。

なお、利用者負担免除証明書の取扱いについては、別添のリーフレットにより周知いただくようお願いいたします。

別紙 1 避難指示等対象被保険者の取扱いについて

1 各区域等の被保険者の取扱い

(1) 利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）に対する財政支援

- ①帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の被保険者
（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した者を含む。以下同じ。）

平成 28 年 2 月 29 日まで延長する予定である。

- ②旧避難指示解除準備区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ
転出した者を含む。以下同じ。）

平成 28 年 2 月 29 日まで延長（ただし、上位所得層については、平成 27
年 9 月 30 日まで）とする予定である。

なお、平成 27 年 3 月 1 日以降の利用者負担免除措置については、6 月局長通
知の別紙「平成 26 年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」（以下「取扱要
領」という。）の別記「利用者負担額軽減支援事業」と同様の対応を予定してい
るが、詳細については追って通知する。

(2) 保険料減免措置に対する財政支援

- ①帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の被保険者
平成 28 年 3 月分まで延長する予定である。

- ②旧避難指示解除準備区域等の被保険者

平成 28 年 3 月分まで延長（ただし、上位所得層については、平成 27 年 9
月分まで）とする予定である。

なお、平成 26 年度分の保険料の減免措置について、平成 26 年度末に被保険
者資格を取得したこと等により平成 27 年 4 月以降に普通徴収の納期限が到来
するものについても、その全額を財政支援する予定である。

(3) 財政支援の財源について

（1）及び（2）の措置をとった場合の財政支援について、平成 26 年度までは
その全額を介護保険災害臨時特例補助金の対象としてきたところであるが、平
成 27 年度からは、利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 9 に相当する額を
介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10 分の 1 に相当する額の全額を「介
護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 12 年厚生省令第 26 号。
以下「調整交付金算定省令」という。）」第 7 条第 3 号に基づく特別調整交付金
の対象として交付する予定である。なお、特別調整交付金による交付対象額に
ついて、平成 27 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に係る利用者負担又
は保険料の減免額は平成 27 年度の特別調整交付金の交付対象とし、平成 28 年
1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に係る利用者負担又は保険料の減免額は
平成 28 年度の特別調整交付金の交付対象となる予定である。平成 27 年度の特
別調整交付金の具体的な交付方法及び基準については、追って通知する。

2 利用者負担額軽減支援事業対象者認定票の取扱い

- （1）全域が帰還困難区域等である町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛
尾村、飯舘村）に住所を有する被保険者については、引き続き、平成 27 年 3

月 1 日以降も、被保険者証の提示を取扱要領の別記「利用者負担額軽減支援事業」において示している「利用者負担額軽減支援事業対象者認定票」（以下「認定票」という。）の提示に代えることができる。

(2) (1)に掲げる町村以外の市町村において、平成 27 年 3 月 1 日以降に、避難指示等対象被保険者に対して利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）を行う場合は、避難指示等対象被保険者に対し、以下のとおり認定票を交付すること。

①帰還困難区域等に住所を有していた者（現に住所を有する者も含む。）については、平成 28 年 2 月 29 日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付する。

②旧緊急時避難準備区域等に住所を有していた者（上位所得層を除く。現に住所を有する者も含む。）については、平成 27 年 7 月 31 日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付し、所得判定の結果、平成 27 年 8 月 1 日以降も引き続き免除の対象となる者については、平成 28 年 2 月 29 日までの間のいずれかの日を有効期限として更新した認定票を交付する。

③旧避難指示解除準備区域等に住所を有していた者（現に住所を有する者も含む。）については、平成 27 年 9 月 30 日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付し、所得判定の結果、平成 27 年 10 月以降も引き続き免除の対象となる者については、平成 28 年 2 月 29 日までの間のいずれかの日を有効期限として更新した認定票を交付する。

なお、認定票の交付は利用者負担免除証明書（有効期限の取り扱いを認定票と同様とする場合に限る。）の交付をもって代えることができる。

別紙 2 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者及び旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者の取扱いについて

1 避難指示等対象被保険者以外¹の被災した被保険者及び旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者の取扱い

- (1) 避難指示等対象被保険者以外¹の被災した被保険者に対して、平成 27 年 4 月以降も、利用者負担又は保険料の減免を行う場合であって、その減免額（利用者負担減免にあつては利用者負担額軽減支援事業の事業費を、保険料減免にあつては避難指示等対象被保険者に対する減免額を含む。）が調整交付金算定省令第 7 条第 1 号又は第 2 号の例による交付要件を満たす場合には、平成 27 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に係る避難指示等対象被保険者以外¹の被災した被保険者に対する利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 8 以内に相当する額が平成 27 年度の特別調整交付金の交付対象となり、また平成 28 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に係る利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 8 以内に相当する額が平成 28 年度の特別調整交付金の交付対象となる予定である。
- (2) 旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者に対して、平成 27 年 10 月以降も、利用者負担又は保険料の減免を行う場合であって、その減免額（利用者負担減免にあつては利用者負担額軽減支援事業の事業費を、保険料減免にあつては避難指示等対象被保険者に対する減免額を含む。）が調整交付金算定省令第 7 条第 1 号又は第 2 号の例による交付要件を満たす場合には、平成 27 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に係る旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者に対する利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 8 以内に相当する額が平成 27 年度の特別調整交付金の交付対象となり、平成 28 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に係る利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 8 以内に相当する額が平成 28 年度の特別調整交付金の交付対象となる予定である。
- (3) (1)及び(2)の財政支援の対象となる利用者負担の減免措置は、平成 26 年度と同様の内容とする予定である。
- (4) (1)及び(2)の財政支援の対象となる保険料の減免措置は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 142 条の規定に基づく減免措置及び市町村民税について同一の事由によって条例に基づく減免の措置を行っていることを要件とする。
- (5) 平成 27 年度の特別調整交付金の具体的な交付方法及び基準については、追って通知する。

2 利用者負担免除証明書の取扱い

避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者及び旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者については、有効期限が更新された利用者負担免除証明書のみを有効なものとして取り扱う。

(注1) 平成27年4月1日時点において設定されている帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。

(注2) 被保険者個人の合計所得金額633万円以上を基準とする。

(注3) 旧緊急時避難準備区域、平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。

(注4) 平成26年度に指定が解除された避難指示解除準備区域（田村市の一部及び川内村の一部）、南相馬市の特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。

介護サービスの利用者負担の減免について

①利用者負担の減免を受けるためには、
介護サービス利用時に、
有効期限が切れていない免除証明書
の提示が必要です。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、
有効期限をご確認ください。

②現在をお持ちの免除証明書の有効期限後も、
市町村により、引き続き介護サービスの
利用者負担が減免されることがあります。

▶ 利用者負担が免除される場合、
有効期限が更新された新しい免除証明書
を提示してください。

※被保険者証に記載された住所が福島県 富岡町、大熊町、
双葉町、浪江町、葛尾村又は飯舘村の方は、引き続き、
平成28年2月29日まで免除証明書の提示が不要です。

免除証明書に関してご不明な点があれば、お住
まいの市町村の窓口にお問い合わせください。